

令和 3 年 6 月

# 北九州市議会定例会議案

## 付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 63号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	… 1
議案第 64号	北九州市手数料条例の一部改正について	… 26
議案第 65号	北九州市市税条例の一部改正について	… 30
議案第 66号	北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	… 52
議案第 67号	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	… 69
議案第 68号	北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 78
議案第 69号	北九州市折尾まちづくり記念館条例について	… 85
議案第 70号	北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について	… 89
議案第 71号	市道路線の認定、変更及び廃止について	… 95
議案第 72号	土地の取得について	…100
議案第 73号	市有地の処分について	…103
議案第 74号	令和3年度北九州市一般会計補正予算について	別冊

議案第 63 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

北九州市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分した。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第 1 号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

## 北九州市条例第 17 号

### 北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 27 条の 3 第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 64 条の 6 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付則第 9 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 19 項本文」を「附則第 15 条第 16 項本文」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 26 項」を「附則第 15 条第 23 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 28 項第 1 号」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 28 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同条第 16 項を削り、同条第 17 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条中第 18 項を第 17 項とし、第 19 項を第 18 項とする。

付則第 9 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受け

ようとする者がすべき申告等)

第9条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。第3号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地として使用することができない理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第62条の2の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(第2号から第4号までにおいて「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4号及び次項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名、各特定被災共用土地納税義務者の特定被災共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14

条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 前項の申出書には、当該申出が当該特定被災共用土地納税義務者全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

付則第10条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

付則第10条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和5年度分」に改める。

付則第10条の4中「については」の次に「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を加える。

付則第11条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から平成32年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

付則第12条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から平成32年度」を「、令和3年度から令和5年度」に改める。

付則第13条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

付則第15条の7第1項第2号中「第10条第7項第6号」を「第10条第



8 項第 6 号」に改める。

付則第 16 条の 2 第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 18 条の見出し中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

付則第 19 条の見出し中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

付則第 19 条の 4 の見出し中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から平成 32 年度」を「、令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

付則第 20 条中「第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項」を「第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで」に、「から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」を「若しくは第 43 項」に改める。

付則第 27 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

付則第 27 条の 3 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の北九州市市税条例（以下「旧条例」という。）第27条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の固定資産税に係る新条例付則第9条の5第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「1月31日」とあるのは「4月30日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「毎年1月31日」とあるのは「令和3年4月30日」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後

に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2</u>において準用する<u>令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する<u>令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁</p>

新	旧
<p>的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第6 4 条の6 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第4 5 1 条第1 項 (同条第4 項又は第5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の1</p> <p>(2) 法第4 5 1 条第2 項 (同条第4 項又は第5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>付 則</p> <p>(法附則第1 5 条第2 項第1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第9 条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第1 5 条第1 6 項本文に規定する条例で定める割合は5 分の3 とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2 分の1 とする。</p> <p>4 法附則第1 5 条第2 3 項に規定する条例で定める割合は、2 分の1 とする。</p> <p>5 法附則第1 5 条第2 4 項第1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の2 とする。</p> <p>6 法附則第1 5 条第2 4 項第2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の1 とする。</p>	<p>的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第6 4 条の6 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第4 5 1 条第1 項 (同条第4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の1</p> <p>(2) 法第4 5 1 条第2 項 (同条第4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>付 則</p> <p>(法附則第1 5 条第2 項第1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第9 条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第1 5 条第1 9 項本文に規定する条例で定める割合は5 分の3 とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2 分の1 とする。</p> <p>4 法附則第1 5 条第2 6 項に規定する条例で定める割合は、2 分の1 とする。</p> <p>5 法附則第1 5 条第2 7 項第1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の2 とする。</p> <p>6 法附則第1 5 条第2 7 項第2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の1 とする。</p>

新	旧
7 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	7 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
8 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	11 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
12 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	14 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
15 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、 <u>零とする。</u>
17 略	17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
18 略	18 略
19 略	19 略
<p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	

新	旧
<p><u>第9条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。第3号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地として使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第16条の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第62条の2の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（第2号から第4号までにおいて「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号及び次項において</u></p>	



新	旧
<p>「<u>特定被災共用土地納税義務者</u>」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地種並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名、各特定被災共用土地納税義務者の特定被災共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 前項の申出書には、当該申出が当該特定被災共用土地納税義務者全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第10条 略</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有す</p>	<p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第10条 略</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有す</p>



新	旧
<p>ると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの</u>に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>第10条の4 賦課期日に所在する<u>勧告遊休農地</u>に対して課する固定資産税及び都市計画税については、<u>令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き、付則第13条及び第19条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第11条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る</u></p>	<p>ると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの</u>に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>第10条の4 賦課期日に所在する<u>勧告遊休農地</u>に対して課する固定資産税及び都市計画税については、<u>付則第13条及び第19条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第11条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に</u></p>

新	旧
<p>該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当</p>	<p>る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該</p>

新	旧
<p>該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし</p>	<p>宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とする。</p>



新	旧
<p>た場合における固定資産税額とする。</p> <p>(用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>(地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課</p>	<p>とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>(用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定により平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>(地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課</p>

新	旧
<p>税)</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの（付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付の用に供するものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定業務施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のものであること。</p>	<p>税)</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの（付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付の用に供するものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定業務施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のものであること。</p>

新	旧
<p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 付則第11条各項の規定の適用がある宅地等（付則第10条第2号に規定する宅地等をいい、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条の6第1号及び第106条の15中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第11条各項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に課する特別土地保有税については、第106条の6第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 付則第11条各項の規定の適用がある宅地等（付則第10条第2号に規定する宅地等をいい、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条の6第1号及び第106条の15中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第11条各項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に課する特別土地保有税については、第106条の6第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

新	旧
<p>(宅地等)の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、<u>前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける</p>	<p>(宅地等)の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定</p>



新	旧
<p>商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にかかわらず、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にかかわらず、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>



新	旧
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第19条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第19条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>

新	旧
<p>略</p> <p>(用途変更宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第19条の4 地方税法等の一部を改正する法律附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、第110項、第115項から第119項まで、第211項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第110項、第115項から第119項まで、第211項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第27条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のもの)に限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第27条の7第3項において「</p>	<p>略</p> <p>(用途変更宅地等)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第19条の4 地方税法等の一部を改正する法律附則第22条第1項の規定により平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第27条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のもの)に限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第27条の7第3項において「特定期間」と</p>

新	旧
<p>特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第27条の3 略</p> <p>2 福岡県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<del>が</del>法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等)の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>いう。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第27条の3 略</p> <p>2 福岡県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<del>が</del>法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

議案第 64 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

## 北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第33号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表第33号の3中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表第33号の5中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表第33号の7の3中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表第33号の7の4中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表第33号の7の5中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

### 付 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

新					旧				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考		
略					略				
(33)	医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の許可の更新の申請に対する審査	略		(33)	医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の許可の更新の申請に対する審査	略			
略					略				
(33)の3	医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	略		(33)の3	医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	略			
略					略				
(33)の5	医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の申請に対する審査	略		(33)の5	医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査	略			

新

略	
(33)の7の3	医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査
(33)の7の4	医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項に規定する薬局開設の許可証の書換え交付
(33)の7の5	医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項に規定する薬局開設の許可証の再交付
略	

旧

略	
(33)の7の3	医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査
(33)の7の4	医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項に規定する薬局開設の許可証の書換え交付
(33)の7の5	医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項に規定する薬局開設の許可証の再交付
略	

議案第 65 号

北九州市市税条例の一部改正について

北九州市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限を延長する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。



北九州市市税条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「第321条の8第19項」を「第321条の8第31項」に改める。

第12条第3項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第27条の3第1項各号列記以外の部分中「法第314条の2第1項第11号の控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第40条第4項各号列記以外の部分中「第48条の15の5第1項」を「第48条の15の4第1項」に、「第48条の15の5第2項」を「第48条の15の4第2項」に改める。

付則第5条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第6条の3中「平成34年度」を「令和9年度」に改め、「高齢者の医療の確保に関する法律をいう」及び「一般用医薬品をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「の使用」を「及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用」に、「第41条の17の2第1項」を「第41条の17第1項」に改める。

付則第9条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

付則第9条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第10条各号列記以外の部分中「付則第11条」を「付則第10条の3、第11条」に改め、同条第4号中「から第19条まで」を「及び第19

条」に改め、同条第7号中「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に改める。

付則第15条の9中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付則第18条各項中「同条第19項」を「第18項」に改める。

付則第19条の表以外の部分中「同条第19項」を「第18項」に改め、「(以下)」の次に「この条において」を加える。

付則第23条の2第1項中「、同条第1項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)又は同項」を「又は同条第1項」に改め、「、特定保有株式」を削る。

付則第27条第4項中「平成34年度」を「令和9年度」に改める。

付則第28条第1項の表以外の部分中「第4項」を「第8項」に改め、同条第2項の表以外の部分中「規定する」を「掲げる」に改め、「、当該軽自動車(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り)」を削り、同条第3項の表以外の部分中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り)」を削り、同条第4項の表以外の部分中「、当該ガソリン軽自動車(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り)」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番

号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第29条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

付則第32条中「令和2年法律第25号」の次に「。次項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第9条の2第19項を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）付則第6条の3の改正規定（「第41条の17の2第1項」を「第41条の17第1項」に改める部分を除く。） 令和4年1月1日
- (2) 第1条中市税条例第11条の2第1項及び第40条第4項各号列記以外の部分の改正規定並びに付則第3条の規定 令和4年4月1日
- (3) 第1条中市税条例付則第9条の改正規定並びに第2条及び付則第4条の規定 令和5年4月1日
- (4) 第1条中市税条例第12条第3項及び第27条の3第1項各号列記以外の部分の改正規定並びに市税条例付則第5条の3第1項の改正規定並

びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(5) 第1条中市税条例付則第9条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 規則で定める日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）付則第23条の2第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第11条の2第1項及び第40条第4項各号列記以外の部分の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が2号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 2号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び2号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に

規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第11条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。同項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第13条から第15条まで、第28条、第39条（法第321条の8第31項に関する部分に限る。）及び第41条の9を除く。第3項において同じ。）の規定を適用する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数を1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第11条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。同項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第13条から第15条まで、第28条、第39条（法第321条の8第19項に関する部分に限る。）及び第41条の9を除く。第3項において同じ。）の規定を適用する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>



新	旧
<p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならぬ。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして令第48条の15の4第1項に規定する更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項におい</p>	<p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>法第314条の2第1項第11号の控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならぬ。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして令第48条の15の5第1項に規定する更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項におい</p>

新	旧
<p>て「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして令第48条の15の4第2項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)</p> <p>があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分として同条第3項に規定する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は同条第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>付 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第17条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第1号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第11条第1項の(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>	<p>て「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして令第48条の15の5第2項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)</p> <p>があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分として同条第3項に規定する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は同条第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>付 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第17条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第11条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>



旧	新
<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。)の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の5第2項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この条において同じ。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。以下この条において同じ。)及びその使用による医療保険療養給付費(医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。)の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の5第2項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。</p>

新	旧
<p>)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第8項中「法第349条の3」とあるのは「<u>法第349条の3若しくは附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条</u>」と、「第349条の3の4に」とあるのは「<u>第349条の3の4</u>」(法附則第15条の3の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2～16 略</p> <p><u>17</u> 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第10条 付則第10条の3、<u>第11条</u>、<u>第13条</u>、<u>第13条の2</u>、<u>第15条</u>及び<u>第18条</u>から<u>第19条の2</u>までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3まで、<u>第63条又は第64条の規定の適用</u>がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第8項中「<u>法第349条の3</u>」とあるのは「<u>法第349条の3若しくは附則第15条から第15条の3まで、第63条若しくは第64条</u>」と、「<u>第349条の3の4に</u>」とあるのは「<u>第349条の3の4</u>」(法附則第15条の3の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2～16 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第10条 付則第11条、<u>第13条</u>、<u>第13条の2</u>、<u>第15条</u>及び<u>第18条</u>から<u>第19条の2</u>までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

新	旧
<p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 負担水準 付則第11条及び第13条においては法附則第17条第8号イに、付則第18条及び第19条においては同号ロに規定する負担水準をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 前年度分の都市計画税の課税標準額 法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項（付則第19条の場合）については、法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。</p> <p>(離島振興対策実施地域内に新設及び増設をされた特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の9 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に離島振興対策実施地域内において旅館業（下宿営業を除く。）又は省令第1条第4号の事業の用に供するため新設され、又は増設された特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成31年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p>	<p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 負担水準 付則第11条及び第13条においては法附則第17条第8号イに、付則第18条から第19条までにおいては同号ロに規定する負担水準をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 前年度分の都市計画税の課税標準額 法附則第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第6項（付則第19条の場合）については、法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。</p> <p>(離島振興対策実施地域内に新設及び増設をされた特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の9 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に離島振興対策実施地域内において旅館業（下宿営業を除く。）又は省令第1条第4号の事業の用に供するため新設され、又は増設された特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成31年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p>

新	旧
<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>同条第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>同条第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける</p>



旧	新
<p>商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>同条第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>同条第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>

新	旧
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第19条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第19条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（同条第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>



新	旧
<p>とする。</p> <p>略</p> <p>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)  第23条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法  第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この項及び次項にお  いて「特定管理株式等」という。）又は同条第1項に規定する特定口座内公社債  （以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条  の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生  じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したとき  は、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡  をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の3第4項で定める金額は  法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生  じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の  規定を適用する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする  者がすべき申告等）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p>	<p>略</p> <p>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)  第23条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法  第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この項及び次項にお  いて「特定管理株式等」という。）<u>同条第1項に規定する特定保有株式（以下  この項において「特定保有株式」という。）又は同項に規定する特定口座内公社  債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37  条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が  生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したと  きは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口  座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の3第4  項で定める金額は法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡を  したことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定そ  の他のこの条例の規定を適用する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする  者がすべき申告等）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 法附則第56条第11項の規定の適用を受ける家屋に係る平成24年度から令和9年度までの各年度分の固定資産税については、付則第9条の3第1項から第5項までの規定は適用しない。</p> <p>5～8 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第28条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>4 法附則第56条第11項の規定の適用を受ける家屋に係る平成24年度から平成34年度までの各年度分の固定資産税については、付則第9条の3第1項から第5項までの規定は適用しない。</p> <p>5～8 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第28条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>
<p>2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項各号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>



新	旧
<p>5 略</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日</u></p>	<p>略</p> <p>5 略</p>

新	旧
<p>から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第32条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次項において「<u>新型コロナウイルス感染症特例法</u>」という。）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第32条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>

新	旧
<p><u>2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	



北九州市市税条例新旧対照表 (第2条関係)

新	旧
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2～18 略</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p>19 <u>法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p>

議案第 66 号

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の  
一部改正について

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、  
関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の  
一部を改正する条例

(北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市町村」の次に「(特別区を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に、「された者で」を「され」に改める。

(北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市町村」の次に「(特別区を含む。以下同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に、「された者で」を「され」に改める。

第9条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第10条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホーム等は、入居者の人権の擁護、虐待の防止

等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年北九州市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市町村」の次に「(特別区を含む。以下同じ。)」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第11条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に、「された者で」を「され」に改める。

第13条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第16条の3第3項中「居宅サービス等」を「指定居宅サービス等」に改め、同条第4項中「老人介護支援センター」の次に「(第36条第4項において「老人介護支援センター」という。)」を、「介護保険施設」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者(第36条第4項において「指定特定相談支援事業者」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援等事業者は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっ

ては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第18条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第23条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第24条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第26条の3に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第26条の4に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第28条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス等事業者は、指定介護予防サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第32条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第36条第4項中「老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する」を削り、「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者」を加え、同条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。



第 37 条中「次条（）」の次に「第 9 条第 1 項及び」を加える。

第 39 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第 3 条第 4 項の規定、第 2 条の規定による改正後の北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第 3 条第 4 項、第 9 条第 5 項及び第 10 条第 3 項の規定並びに第 3 条の規定による改正後の北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 6 条第 3 項、第 13 条第 3 項、第 16 条の 3 第 5 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 3 項、第 23 条第 4 項、第 24 条第 3 項、第 26 条の 3 第 4 項、第 26 条の 4 第 3 項、第 28 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 36 条第 5 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

参考

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第7条 軽費老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第7条 軽費老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第2項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p>

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熟意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）<u>老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第8条 養護老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熟意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第8条 養護老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第2項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p>

新	旧
<p>(特別養護老人ホームの基本方針)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(ユニット型特別養護老人ホーム等の基本方針)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>ユニット型特別養護老人ホーム等は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(特別養護老人ホームの基本方針)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(ユニット型特別養護老人ホーム等の基本方針)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p>

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u>、他の居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者という。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等を提供するに当たっては、<u>法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></u></p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第11条 指定居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）<u>第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20</u></p>	<p>(一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者という。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第11条 指定居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）<u>第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2</u></p>





新	旧
<p>援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター（第36条第4項において「老人介護支援センター」という。）<u>、他の指定居宅介護支援等事業者、指定介護予防支援等の事業を行う者（以下「指定介護予防支援等事業者」という。）</u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（第36条第4項において「指定特定相談支援事業者」という。）</u>等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 <u>指定居宅介護支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定居宅介護支援等事業者は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（指定介護老人福祉施設の基本方針）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援等事業者、指定介護予防支援等の事業を行う者（以下「指定介護予防支援等事業者」という。）<u>、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</u></p> <p>（指定介護老人福祉施設の基本方針）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

新	旧
<p>5 <u>指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(介護老人保健施設の基本方針)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適</u></p>	<p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>(介護老人保健施設の基本方針)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

新	旧
<p><u>切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(介護医療院の基本方針)</p> <p>第26条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(ユニット型介護医療院の基本方針)</p>	<p>(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>(介護医療院の基本方針)</p> <p>第26条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(ユニット型介護医療院の基本方針)</p>

新	旧
<p>第26条の4 略</p> <p>2 略</p>	<p>第26条の4 略</p> <p>2 略</p>
<p>3 <u>ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(一般原則)</p>
<p>第28条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第28条 略</p> <p>2 略</p>
<p>3 <u>指定介護予防サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>指定介護予防サービス等事業者は、指定介護予防サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(一般原則)</p>
<p>第32条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第32条 略</p> <p>2 略</p>
<p>3 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止</u></p>	

新	旧
<p>等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 指定介護予防支援等事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援等事業者、他の指定介護予防支援等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 <u>指定介護予防支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(指定介護予防支援等の事業の基準)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 指定介護予防支援等事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、<u>老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター</u>、指定居宅介護支援等事業者、他の指定介護予防支援等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援等の事業の基準)</p>

新	旧
<p>第37条 前条及び次条（第9条第1項及び第11条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の基準は、法第59条第2項及び第115条第2項及び第115条の2第4第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p> <p>（地域包括支援センターの職員に係る基準等）</p> <p>第39条 法第115条の4第5項の条例で定める基準は、同条第6項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p>	<p>第37条 前条及び次条（第11条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の基準は、法第59条第2項及び第115条の2第4第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p> <p>（地域包括支援センターの職員に係る基準等）</p> <p>第39条 法第115条の4第4項の条例で定める基準は、同条第5項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p>



議案第 67 号

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条」に、「第19条」を「第18条」に改める。

第5条第3項中「市町村」の次に「(特別区を含む。第11条第3項において同じ。)」を加え、「以下」を「同項において」に改め、同条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第9条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に、「された者で」を「され」に改める。

第11条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第16条中「第18条」を「次条」に改める。

第17条を削る。

第18条中「第8条及び第9条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

(北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年北九州市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ

ば」を「講じなければ」に改める。

第9条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に、「された者で」を「され」に改める。

第11条第3項及び第15条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第19条第3項中「市町村」の次に「（特別区を含む。第23条第3項において同じ。）」を加え、同条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第23条第4項及び第27条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条第4項及び第11条第4項の規定並びに第2条の規定による改正後の北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条第3項、第11条第3項、第15条第3項、第19条第4項、第23条第4項及び第27条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

参考 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第14条～第17条）</p> <p>第6章 雑則（第18条）</p> <p>付則</p> <p>（一般原則）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。第11条第3項において同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。同項において「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉を提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第9条 通所支援事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第14条～第18条）</p> <p>第6章 雑則（第19条）</p> <p>付則</p> <p>（一般原則）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉を提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第9条 通所支援事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p>

新	旧
<p>(1) ～ (3) 略</p>	<p>(1) ～ (3) 略</p>
<p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p>	<p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条の勸告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p>
<p>(5) ～ (7) 略</p> <p>（一般原則）</p>	<p>(5) ～ (7) 略</p> <p>（一般原則）</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）</p> <p>第16条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、法第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p>	<p>4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）</p> <p>第16条 前条及び第18条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、法第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p> <p>（非常災害対策）</p>
<p>第17条 前条の規定にかかわらず、児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常</p>	<p>第17条 前条の規定にかかわらず、児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常</p>

新	旧
<p>(準用)</p> <p><u>第17条</u> <u>第7条から第9条までの規定は、児童福祉施設について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> 略</p>	<p>口<u>その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、これに対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第18条</u> <u>第8条及び第9条の規定は、児童福祉施設について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> 略</p>



北九州市障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第9条 指定障害福祉サービスの事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第9条 指定障害福祉サービスの事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条の勸告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を</p>

新	旧
<p>制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならぬ</u>。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならぬ</u>。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。第23条第3項において同じ。)、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならぬ。</p> <p>4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならぬ</u>。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>	<p>設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。</p> <p>4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>3 略</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。</p>	<p>3 略</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

議案第 68 号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 衛生施設の管理について、指定管理者制度を導入するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条を第15条とし、第7条を第14条とする。

第6条を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 既納の使用料又は手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条を第8条とし、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第9条 市長は、衛生施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該衛生施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該衛生施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、当該事業計画書に従い当該衛生施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第11条 指定管理者が行う衛生施設の管理の業務は、次のとおりとする。

（1） 衛生施設の維持管理に関する業務

（2） 衛生施設の使用の許可に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、衛生施設の管理を行わなければならない。

（指定管理者等の秘密保持義務）

第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者

であった者は、衛生施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該衛生施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(使用の許可)

第4条 衛生施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。））に使用の許可を行わせる衛生施設（第6条において「指定管理衛生施設」という。）にあっては、指定管理者。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 衛生施設の設置の目的に反するとき。

(3) 衛生施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、衛生施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該衛生施設からの退去を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。

(3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、指定管理衛生施設の使用が前条各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該指定管理衛生施設からの退去を命ずることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



新	旧
<p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第4条 <u>衛生施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長（地方自治法（昭和24年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる衛生施設（第6条において「指定管理衛生施設」という。）にあっては、指定管理者。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 衛生施設の設置の目的に反するとき。</u></p> <p><u>(3) 衛生施設を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、衛生施設の管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p>—</p> <p><u>(使用の許可の取消し等)</u></p> <p>第5条 <u>市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該衛生施設からの退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に関連し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。</u></p>	

新	旧
<p><u>(3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。</u></p> <p><u>第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、指定管理衛生施設の使用が前条各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該指定管理衛生施設からの退去を命ずることができる。</u></p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(使用料及び手数料の減免等)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p><u>2 既納の使用料又は手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第9条 市長は、衛生施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該衛生施設の管理を指定管理者に行わせることができる。</u></p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(使用料及び手数料の減免等)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(使用の制限等)</p> <p><u>第6条 市長は、衛生施設の使用が次の各号の一に該当するときは、その使用を拒み、若しくは制限し、又は施設から退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 詐偽その他不正な手段により使用したとき。</u></p> <p><u>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づいて処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。</u></p> <p><u>(3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p>

新	旧
<p>第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該衛生施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、当該事業計画書に従い当該衛生施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第11条 指定管理者が行う衛生施設の管理の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 衛生施設の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 衛生施設の使用の許可に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、衛生施設の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者等の秘密保持義務)</p> <p>第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、衛生施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該衛生施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p> <p>(罰則)</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 略</p> <p>(罰則)</p>

旧	
新	
第8条 略	第15条 略

議案第 69 号

北九州市折尾まちづくり記念館条例について

北九州市折尾まちづくり記念館条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供を行うとともに、住民等の交流及び自主的活動の場を提供することにより、折尾における地域主体のまちづくりの推進に資するため、北九州市折尾まちづくり記念館を設置する必要があるので、この条例案を提出する。

## 北九州市折尾まちづくり記念館条例

### (設置)

第1条 折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供を行うとともに、住民等の交流及び自主的活動の場を提供することにより、折尾における地域主体のまちづくりの推進に資するため、北九州市折尾まちづくり記念館（以下「記念館」という。）を北九州市八幡西区堀川町5番23号に設置する。

### (事業)

第2条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 折尾のまちづくりの支援に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### (使用の許可)

第3条 記念館を使用しようとする者は、あらかじめ、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる場合は、指定管理者。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、記念館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 記念館の設置の目的に反するとき。
- (3) 記念館を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、記念館の管理上支障があると認めるとき。

### (使用の許可の取消し等)

第4条 市長は、記念館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は記念館からの退去を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。



(3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者に使用の許可を行わせる場合において、記念館の使用が前条各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は記念館からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第6条 市は、記念館の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、記念館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に記念館の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、当該事業計画書に従い記念館の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う記念館の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 記念館の維持管理に関する業務
- (3) 記念館の使用の許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、記念館の管理を行わなければならない。

(指定管理者等の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者

であった者は、記念館の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は記念館の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた第9条に規定する指定管理者の指定の手續に相当する手續は、同条の規定によりなされたものとみなす。

別表（第6条関係）

区分	使用料
会議室1	1時間又はその端数ごとに280円
会議室2	1時間又はその端数ごとに280円
会議室3	1時間又はその端数ごとに280円
フリースペース	1時間又はその端数ごとに560円
屋外オープンスペース	1時間又はその端数ごとに1,000円

議案第 70 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 一般乗合自動車の回数旅客運賃を廃止する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「、通勤通学定期旅客運賃」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「額」を「額を」に改める。

第2条の2中「カード式」を「管理者が定めるカード式」に、「回数乗車券」を「普通乗車券」に、「、乗継ぎが」を「乗継ぎが」に改める。

別表第1の1 通常期間定期旅客運賃の表中

片道通勤定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃の5割引		を
通勤通学定期旅客運賃	乗降区間の通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃の合算額が全区間往復乗車となる場合は2分の1に相当する額、その他の場合は4分の1に相当する額		

片道通勤定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃の5割引		に
------------	--------------	--	---

改める。

別表第4の運賃の還付の項中

団体旅客運賃に係るもの	団体乗車券1枚につき	100円	を
回数旅客運賃に係るもの	回数乗車券1枚又は1冊につき	200円	

団体旅客運賃に係るもの	団体乗車券1枚につき	100円	に
-------------	------------	------	---

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月27日から施行する。ただし、第1条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の規定により発行された通勤通学定期乗車券については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(一般乗合自動車の運賃及び料金)</p> <p>第1条 一般乗合自動車の運賃及び料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定期旅客運賃</p> <p>通勤定期旅客運賃、片道通勤定期旅客運賃、通学大人定期旅客運賃、通学小      児定期旅客運賃、持参人式定期旅客運賃、指定地域フリー敬老定期旅客運賃、      指定地域フリー定期旅客運賃、全線定期旅客運賃及び一括契約定期旅客運賃並      びに通学大人定期旅客運賃及び通学小児定期旅客運賃とし、別表第1      に掲げる額とする。</p> <p><u>(3) ～ (6)</u> 略</p> <p>2 他の交通機関と競合して運行する路線に係る運賃又は料金について、調整する      必要が生じた場合は、管理者は、前項の規定にかかわらず、他の交通機関の運賃      又は料金を考慮して、当該路線に係る運賃若しくは料金について同項各号のい      ずれかの規定を適用せず、又は当該路線に係る運賃若しくは料金の額を調整するこ      とができる。</p> <p>3 略</p> <p>第2条の2 管理者は、管理者が定めるカード式（電子的方法により支払済みの運</p>	<p>(一般乗合自動車の運賃及び料金)</p> <p>第1条 一般乗合自動車の運賃及び料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定期旅客運賃</p> <p>通勤定期旅客運賃、片道通勤定期旅客運賃、通勤通学定期旅客運賃、通学大      人定期旅客運賃、通学小児定期旅客運賃、持参人式定期旅客運賃、指定地域フ      リー敬老定期旅客運賃、指定地域フリー定期旅客運賃、全線定期旅客運賃及び      一括契約定期旅客運賃並びに通学大人定期定期旅客運賃及び通学小児定期定期      旅客運賃とし、別表第1に掲げる額とする。</p> <p><u>(3) 回数旅客運賃</u></p> <p>普通旅客運賃の1割5分以内の額を割引いた額の範囲内において別に管理者      が定める額とする。</p> <p><u>(4) ～ (7)</u> 略</p> <p>2 他の交通機関と競合して運行する路線に係る運賃又は料金について、調整する      必要が生じた場合は、管理者は、前項の規定にかかわらず、他の交通機関の運賃      又は料金を考慮して、当該路線に係る運賃若しくは料金について同項各号のい      ずれかの規定を適用せず、又は当該路線に係る運賃若しくは料金の額を調整するこ      とができる。</p> <p>3 略</p> <p>第2条の2 管理者は、カード式（電子的方法により支払済みの運賃額その他必要</p>



新	旧												
<p>賃額その他必要な情報を記録し、又は書き換えることができる形式をいう。)の普通乗車券を使用し、又は書き換えることができる形式をいう。)の回数乗車券を使用し、又は書き換えることができる形式をいう。)の回数乗車券を使用して、管理者が定める方法により乗継ぎが行われた場合は、乗継ぎ後の普通旅客運賃について、90円の範囲内で管理者が定める額の割引をすることができる。</p>	<p>な情報を記録し、又は書き換えることができる形式をいう。)の回数乗車券を使用して、管理者が定める方法により、乗継ぎが行われた場合は、乗継ぎ後の普通旅客運賃について、90円の範囲内で管理者が定める額の割引をすることができる。</p>												
<p>別表第1 (第1条関係)</p>	<p>別表第1 (第1条関係)</p>												
<p>1 通常期間定期旅客運賃</p>	<p>1 通常期間定期旅客運賃</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="601 1120 719 1787">種別</td> <td data-bbox="601 1787 719 1906">通用期間</td> <td data-bbox="601 1906 719 2024">1月</td> <td data-bbox="601 2024 719 2143">3月</td> <td data-bbox="601 2143 719 2240">6月</td> <td data-bbox="601 2262 719 2240">1年</td> </tr> </table>	種別	通用期間	1月	3月	6月	1年	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="601 112 719 645">種別</td> <td data-bbox="601 645 719 763">通用期間</td> <td data-bbox="601 763 719 882">1月</td> <td data-bbox="601 882 719 1001">3月</td> <td data-bbox="601 1001 719 1120">6月</td> <td data-bbox="601 1120 719 1238">1年</td> </tr> </table>	種別	通用期間	1月	3月	6月	1年
種別	通用期間	1月	3月	6月	1年								
種別	通用期間	1月	3月	6月	1年								
<p>片道通勤定期旅客運賃</p>	<p>片道通勤定期旅客運賃</p>												
<p>通勤定期旅客運賃の5割引</p>	<p>通勤定期旅客運賃の5割引</p>												
<p>片道通学定期旅客運賃</p>	<p>通勤定期旅客運賃の合算額が全区間往復乗車となる場合は2分の1に相当する額、その他の場合は4分の1に相当する額</p>												
<p>略</p>	<p>略</p>												
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>												
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>												

新		旧	
別表第4 (第6条関係)		別表第4 (第6条関係)	
区	分	手数料の額	手数料の額
略		略	
運賃の還付	団体旅客運賃に係るもの	略	略
	団体乗車券1枚につき	100円	100円
運賃の還付	回数旅客運賃に係るもの	略	略
	回数乗車券1枚又は1冊につき	200円	200円
略		略	

議案第 71 号

市道路線の認定、変更及び廃止について

次のとおり市道路線の認定、変更及び廃止をする。

令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止の必要があるので、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

## 記

## 路線認定調書

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)
3406	泉 台 5 1 号 線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目	83
3407	泉 台 5 2 号 線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目	28
3408	中 井 8 4 号 線	小倉北区中井五丁目	小倉北区中井五丁目	76
6372	長 行 東 3 4 号 線	小倉南区長行東二丁目	小倉南区長行東二丁目	26
6373	上 貫 2 8 号 線	小倉南区上貫三丁目	小倉南区上貫三丁目	65
6374	葛 原 1 0 6 号 線	小倉南区葛原三丁目	小倉南区葛原三丁目	84
6375	葛 原 本 町 1 1 7 号 線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目	160
6376	葛 原 本 町 1 1 8 号 線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目	180
6377	重 住 1 6 号 線	小倉南区重住二丁目	小倉南区重住二丁目	34
6378	下 貫 2 6 号 線	小倉南区下貫二丁目	小倉南区下貫二丁目	99
6379	中 曾 根 2 7 号 線	小倉南区中曾根六丁目	小倉南区中曾根六丁目	57
6380	中 曾 根 2 8 号 線	小倉南区中曾根六丁目	小倉南区中曾根六丁目	50
6381	中 吉 田 1 3 7 号 線	小倉南区中吉田五丁目	小倉南区中吉田五丁目	71
6382	長 尾 6 1 号 線	小倉南区長尾二丁目	小倉南区長尾二丁目	25
6383	湯 川 新 町 1 2 7 号 線	小倉南区湯川新町二丁目	小倉南区湯川新町二丁目	109
6384	湯 川 新 町 1 2 8 号 線	小倉南区湯川新町二丁目	小倉南区湯川新町二丁目	36
3900	青 葉 台 西 9 号 線	若松区青葉台西六丁目	若松区青葉台西六丁目	29
3901	下 原 町 1 3 号 線	若松区下原町	若松区下原町	42
2112	荒 生 田 8 号 線	八幡東区荒生田一丁目	八幡東区荒生田一丁目	47
2113	大 宮 町 1 2 号 線	八幡東区大宮町	八幡東区大宮町	33
7089	楠 橋 東 2 号 線	八幡西区楠橋東一丁目	八幡西区楠橋東一丁目	40
7090	楠 橋 東 3 号 線	八幡西区楠橋東二丁目	八幡西区楠橋東二丁目	52
7091	楠 橋 南 4 号 線	八幡西区楠橋南一丁目	八幡西区楠橋南一丁目	83
7092	馬 場 山 緑 7 号 線	八幡西区馬場山緑	八幡西区馬場山緑	31
7093	馬 場 山 緑 8 号 線	八幡西区馬場山緑	八幡西区馬場山緑	139
7094	町 上 津 役 西 5 3 号 線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目	70
7095	町 上 津 役 西 5 4 号 線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目	25
1893	沢 見 1 6 号 線	戸畑区沢見一丁目	戸畑区沢見一丁目	138
1894	千 防 3 6 号 線	戸畑区千防三丁目	戸畑区千防三丁目	95
1895	千 防 3 7 号 線	戸畑区千防三丁目	戸畑区千防二丁目	242
1896	千 防 3 8 号 線	戸畑区千防三丁目	戸畑区千防三丁目	75
1897	新 池 3 3 号 線	戸畑区新池三丁目	戸畑区新池三丁目	75

路線変更調書

整理 番号	路線名	新旧 別	起 点	終 点	延長 (m)	増減 (m)
535	湯川飛行場線	新	小倉南区湯川五丁目	小倉南区中曾根東五丁目	4,876	△ 150
		旧	小倉南区湯川五丁目	小倉南区大字曾根	5,026	
2144	下城野12号線	新	小倉南区下城野二丁目	小倉南区下城野二丁目	76	43
		旧	小倉南区下城野二丁目	小倉南区下城野二丁目	33	
2792	津田新町19号線	新	小倉南区津田新町一丁目	小倉南区津田新町一丁目	172	41
		旧	小倉南区津田新町一丁目	小倉南区津田新町一丁目	131	
3257	貫26号線	新	小倉南区上貫三丁目	小倉南区上貫三丁目	111	△ 220
		旧	小倉南区大字貫	小倉南区大字貫	331	
4948	吉田60号線	新	小倉南区大字吉田	小倉南区大字吉田	220	△ 25
		旧	小倉南区大字吉田	小倉南区大字吉田	245	
5196	上吉田90号線	新	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目	180	△ 164
		旧	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目	344	
6142	重住15号線	新	小倉南区重住二丁目	小倉南区重住二丁目	77	36
		旧	小倉南区重住二丁目	小倉南区重住二丁目	41	

路線廃止調書

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
2122	大里東37号線	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目	88
2127	大里東42号線	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目	31

## 参 考

### 道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

#### 第 8 条 略

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

#### 3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



議案第 72 号

土地の取得について

小倉北特別支援学校等整備事業用地を次のとおり買い入れる。

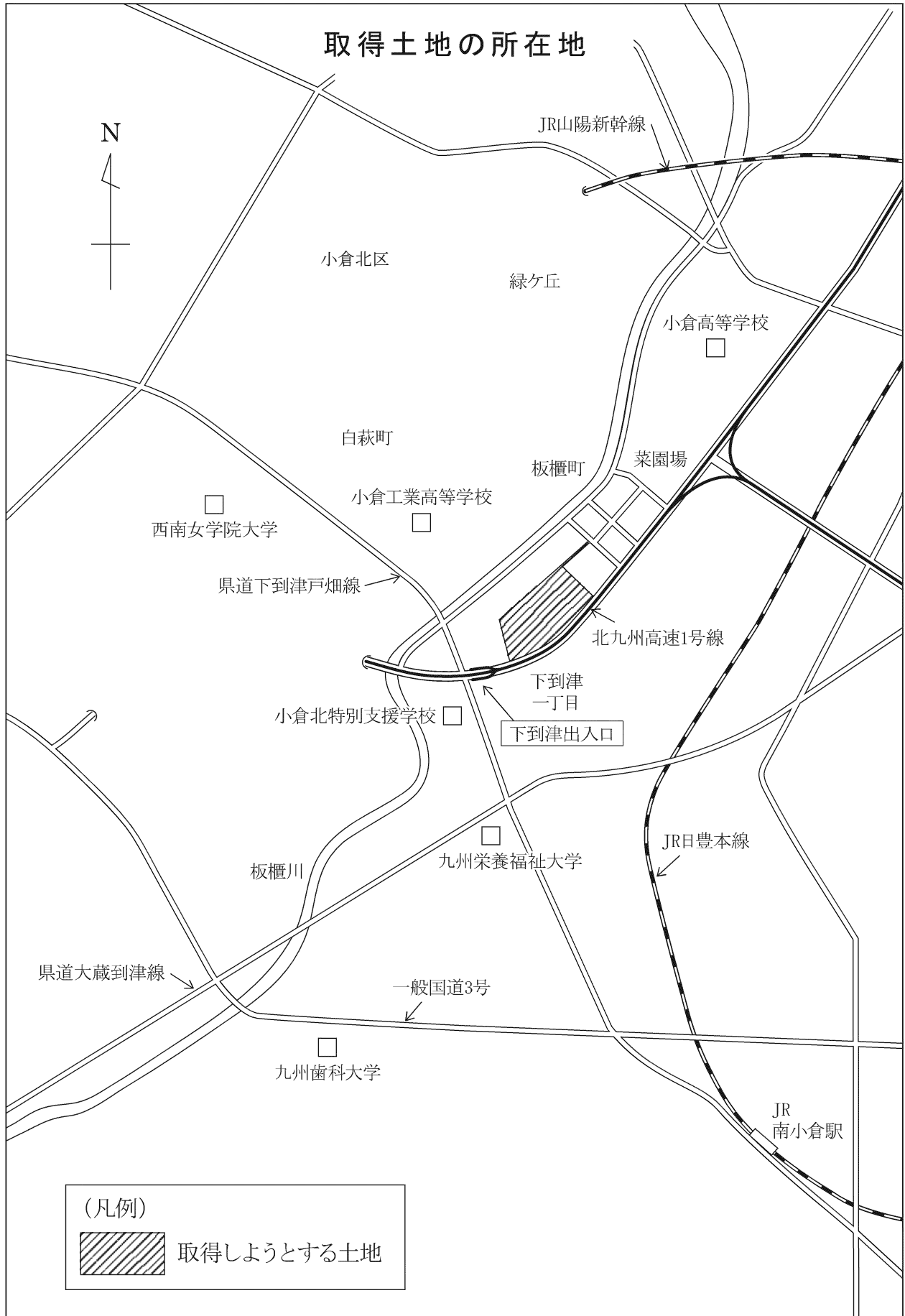
令和 3 年 6 月 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 小倉北区下到津一丁目に所在する土地を小倉北特別支援学校等整備事業用地として買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地  
宅地  
小倉北区下到津一丁目 198 番 1
- 2 土地の面積  
2 万 1, 5 0 1. 7 3 平方メートル
- 3 買入れ予定金額  
9 億 6, 6 0 0 万円



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 73 号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和 3 年 6 月 8 日提出

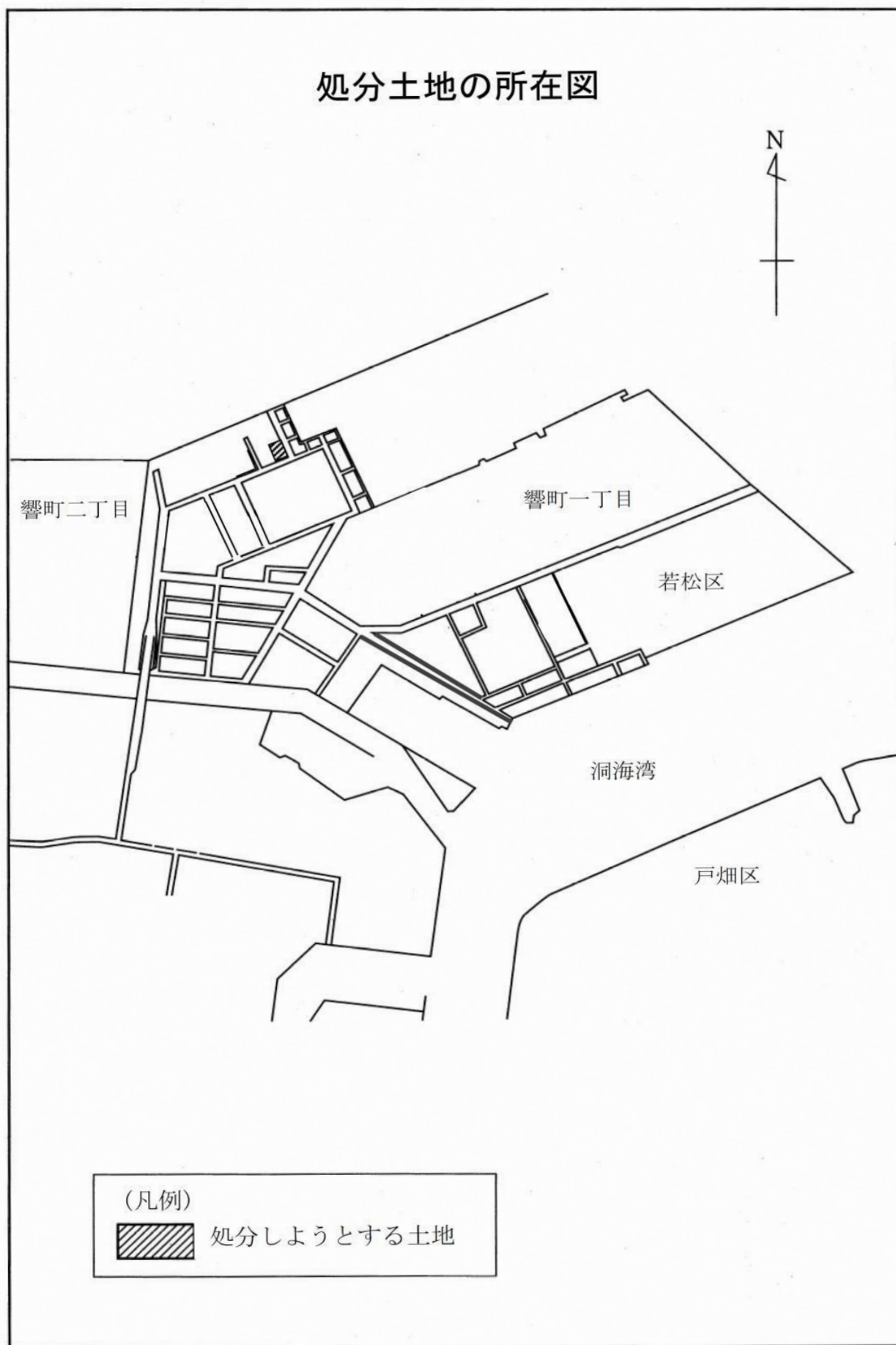
北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 若松区響町一丁目に所在する市有地を倉庫用地として売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地  
宅地  
若松区響町一丁目 1 3 2 番
- 2 土地の面積  
1 万 3, 0 8 2. 7 1 平方メートル
- 3 売払い予定金額  
2 億 6, 4 2 7 万 7 4 2 円

### 処分土地の所在図



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。